

●耕作放棄地解消対策について

農用地区域内農地で、現在耕作されずに荒廃している農地を、貸借等により再生利用活動（障害物除去、深耕、整地等）される時荒廃の程度に応じ10aあたり3万円又は5万円の補助金が支給されます。詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

●農地の貸し借りは農業委員会へ

兼業や高齢化のために農業経営を縮小され、耕作できない土地がある方は農業委員会にご相談ください。

●農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

- ・「自分の農地だから、許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っている方はいませんか。
- ・農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図ることを目的として「農地法」があります。
- ・農地を売ったり、貸したり、転用するときは「農地法」に基づく許可が必要です。

①農地を売買したり、貸し借りするときは …… 3条申請

農地を耕作目的で、売買したり貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。

②自分の名義の土地を転用するときは …… 4条申請

③他人名義の土地を買って、あるいは借りて転用するときは …… 5条申請

農地の転用とは、農地を住宅、車庫・工場・倉庫・資材置場・駐車場・山林など、農地以外のものに変更することで、農業委員会の許可が必要です。一時的な転用も許可が必要です。

※なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者（耕作面積は、申請地を含め、50a以上）でない場合の申請は許可されません。



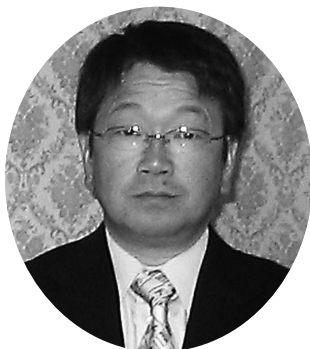
選管委員が決まりました



委員
橋口 貞夫（地応寺）



委員長
岡留 和美（新調堀）



委員
市坪 新悟（中村二）



委員
福永 茂（山村）

大崎町選挙管理委員会委員の任期が本年10月28日で満了となり、新委員に次の方々が決まりました。これからの4年間、選挙の管理、執行、明るい選挙の推進の為に尽力頂くこととなります。また、11月2日に行われました委員会において委員長に岡留和美氏が互選されました。なお、任期は平成21年10月29日から平成25年10月28日までとなっています。

【お問い合わせ先】 大崎町選挙管理委員会 TEL 476-1111（内線 205）